

(目的)

第1条 この条例は、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 本市における美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境は、先人が築き上げ、守り続けてきたかけがえのない「郷土の宝」であることに鑑み、市民共通の財産として現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、地域の意向を踏まえて保持及び保全が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。
- (2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備を設置する事業又は太陽光発電設備を設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)をいう。
- (5) 地域住民等 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体及び太陽光発電設備設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体をいう。

(令4条例15・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における景観、自然環境及び市民の生活環境に十分配慮するとともに、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第2条に定める基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるものを、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (3) 本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域
- (4) その他太陽光発電設備設置事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

2 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。

3 第1項の抑制区域は、規則で定める。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに掲げる事業については、適用しない。

- (1) 事業区域が1,000平方メートル未満の太陽光発電設備設置事業
- (2) 総発電出力が50キロワット未満の太陽光発電設備設置事業
- (3) 建築物に太陽光発電設備を設置するもの

(説明会の実施)

第9条 事業者は、市内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、次条に定める届出に先立って、あらかじめ地域住民等に対し、当該事業に関する説明会を実施しなければならない。

(届出)

第10条 事業者は、市内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第14条第1項において同じ。)
- (2) 太陽光発電設備設置事業の着手予定日及び完了予定日

- (3) 事業区域の所在地及び面積
  - (4) 太陽光発電設備設置事業の内容
  - (5) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- (同意)
- 第11条 事業者は、市内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするとき、又は市内において実施している太陽光発電設備設置事業を変更しようとするときは、市長の同意を得なければならない。
- 2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、原則として、同意しないものとする。ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の太陽光発電設備設置事業であって規則で定めるもののうち、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の同意には、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- (報告及び立入調査)
- 第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (指導、助言及び勧告)
- 第13条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- (1) 第10条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (2) 第11条第1項の同意を得ずに太陽光発電設備設置事業に着手した者
  - (3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
  - (4) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者
- (公表)
- 第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- (委任)
- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に太陽光発電設備設置事業に着手している者に対するこの条例の適用については、第10条第1項中「当該事業に着手しようとする日の60日前まで」とあるのは、「速やかに」とする。ただし、第11条の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から60日を経過する日までの間に太陽光発電設備設置事業に着手しようとする者のこの条例の適用については、第10条第1項中「当該事業に着手しようとする日の60日前まで」とあるのは、「速やかに」とする。
- (準備行為)
- 4 第11条第1項の規定による同意を得ようとする者は、施行日前においても、第10条の規定の例により、その届出をすることができる。
- 附 則(令和4年6月29日伊東市条例第15号)
- この条例は、公布の日から施行する。